２０２５年１月
在香港日本国総領事館

未来創造人材（J-Find）査証（ビザ）申請について

未来創造人材制度（J-Find）は、世界トップレベルの大学を卒業後5年以内の者に対して、最長2年間の就職活動及び起業のための準備活動と、それらの活動を行うための報酬を受ける活動を認める制度です。家族の帯同も可能です。

１　対象者（以下の要件を全て満たす者）

（１）　上陸許可時点において、１８歳以上の者

（２）　３つの世界大学ランキング中、２つ以上で１００位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されていること
未来創造人材制度の対象となる大学一覧（２０２３年９月現在）
※香港の大学は、香港大学、香港城市大学、香港中文大学、香港理工大学、香港科技大学です。

（３）　大学・大学院を卒業・修了後、５年以内であること

（４）　滞在当初の生活維持費が２０万円相当以上あること

注：バー、スナック、キャバレー等の風俗営業での就労は認められません。

２　査証（ビザ）申請ができる方

香港又はマカオに居住している方が申請できます。

（注１）　一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオＩＤカードをご提示いただきます。

（注２）　原則、申請人本人が日本査証申請センター【電話番号：(+852) 3167-7033】にお越し下さい。（事前予約が必要です）申請人の同居する家族（未成年者を除く）が代理で申請する場合は、婚姻証明書や出生証明書（原本及び写し）により、その関係を証明できることが必要です。代理申請の場合でも、申請書には申請人本人が署名してください（未就学の幼児は親権者のサインで可）。

３　必要書類

「未来創造人材（J-Find）査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表」を参照してください。
在留資格認定証明書を取得している場合は、こちらです。

（注１）　書類が揃っていない場合は、受理できない場合があります。

（注２）　審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。

（注３）　審査期間中は、原則として、パスポートをお預かりします。

（注４）　申請の際に提出された書類は、パスポートを除き返却できません。

４　査証（ビザ）発給

申請内容に問題がない場合、審査期間は最低１ヶ月間です（土、日曜日、休館日を除く）。
なお、必要書類を提出したから必ず査証（ビザ）が発給されるというものではありません。

（注１）　書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。

（注２）　パスポートの返却は、日本査証申請センターが定めた方式となります。

（注３）　手数料のお支払いは日本査証申請センターが定めた方式となります。手数料の額は、パスポートによって異なりますので、申請の際にお確かめください。

（注４）　査証（ビザ）の有効期間は３か月です。有効期間の延長はできません。

（注５）　査証（ビザ）発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

未来創造人材（J-Find）査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表

	未来創造人材（J-Find）【 本体 】	未来創造人材（J-Find）【 配偶者又は子 】
提出書類	① 査証申請書（書式あり） ② カラー写真１枚 （ただし、ロシア・CIS 諸国・ジョージア国籍の方について、カラー写真２枚） ③ パスポート（原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード（原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ 大学・大学院の卒業・修了証書（原本及び写し）又は卒業・修了証明書（原本） ⑦ 申請人名義の滞在当初の生活維持費を証する資料（原本及び写し） ⑧ 活動予定表 ⑨ 経歴書 ⑩ 健康保険加入への誓約書	① 査証申請書（書式あり） ② カラー写真１枚 （ただし、ロシア・CIS 諸国・ジョージア国籍の方について、カラー写真２枚） ③ パスポート（原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード（原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ 申請人と扶養者（未来創造人材）との身分関係を証する文書（婚姻証明書、出生証明書等） （原本及び写し） ⑦ 扶養者（未来創造人材）のパスポート（写し）又は在留カード（表裏）（写し）

※必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承願います。

申請人が準備する書類の注意事項

１　査証申請書　英語（PDF）、中国語（簡体字）（PDF）、中国語（繁体字）（PDF）

（注１）　記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。

（注２）　申請人が学生である場合（幼稚園を含む）は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。

（注３）　身元保証人欄及び招へい人欄について、日本側の会社や親族等がいる場合は、日本側の会社等の名称、所在地、電話番号等、又は日本にいる親族等の氏名、住所、電話番号等を記入し、日本側の会社や親族等がいない場合は「なし」と記入してください。

（注４）　申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。

２　カラー写真

（注１）　６か月以内に撮影したカラー写真（45 ㎜×35 ㎜、正面、無帽、無背景）を提出してください。

（注２）　ロシア・CIS 諸国・ジョージア国籍の方について、カラー写真２枚を提出してください。

３　パスポート（原本及び写し）

（注１）　身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。

（注２）　パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。

４　有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）

（注１）　旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。

（注２）　通行証（カード）及び有効な香港又はマカオの滞在許可（紙）を所持している場合は、通行証（表裏）及び有効な香港又はマカオの滞在許可の原本及び写しを提出してください。
なお、逗留許可（D）を所持している場合は、有効な香港又はマカオの滞在許可の原本及び写しを提出してください。

５　申請人名義の滞在当初の生活維持費を証する資料（原本及び写し）

（注）　申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近１か月分（３０日間）の原本及び写しを提出してください。ただし、配偶者等との共同名義口座は、認められません。